

～あなたの就農を応援します～

新規就農者生活資金貸付制度のご案内

農業所得が特に不安定な就農初期段階の生活の安定をサポートするため、生活資金（無利子）の貸付けを行います。

○ 貸付けを受けられる人は？

以下の条件を満たす、45歳未満（特認の場合50歳未満）の新規就農者の方が対象になります。

- ・ 宇都宮市内に在住し、市内で新たに農業を営む方
- ・ 非農家出身、または農家出身で独立して生計を営み自家農業の経営類型とは異なる類型により新たに農業経営を開始した方
- ・ 就農計画の認定（認定就農者）を受けた方
- ・ 申込み資格期間は、就農した年度、及びその翌年度

○ 貸付限度額は？

120万円（2ヵ年で）

※ 資金の借入れには連帯保証人が必要です。

○ いつまでに返せばいいの？

償還期間は10年以内です。（うち、据置期間3年）

○ 申請はどうすればいいの？

所定の申請書に必要書類を添えて申請してください。審査の上、貸付けを決定します。詳しくは、宇都宮市農業公社へお問合せください。

〒321-0954 宇都宮市元今泉7丁目 10-20

公益財団法人 宇都宮市農業公社

電 話 028-660-2701

f a x 028-660-2704

